

福島市における当面の対応

令和3年2月5日

福島市

1. 基本的な対応方針

- ① 引き続き市民の皆様へ感染防止に係る厳重警戒をお願いするとともに、県からの協力要請の延長について市民・事業者へ周知する。
- ② 市医師会、各医療機関と連携しながら、ワクチンの効率的な接種体制を整備する。
- ③ 地域の総力を結集して乗り越える

2. 福島県新型コロナウイルス緊急対策延長と本市の厳重警戒体制

市民の皆様・事業者の皆様のご理解とご協力により、新規感染者数や療養者数の指標において改善が見られたところですが、福島県は病床の逼迫などの医療提供体制の指標において依然としてステージ3の水準にあります。

このことから福島県では新型コロナ緊急対策期間を2月14日まで延長することとなりました。※詳細別添資料

こうした状況を乗り切るために、福島市も県と協調して取り組み、厳重な警戒体制を継続するとともに、県の緊急対策に伴う協力要請を引き続き、市民の皆さま、事業者の皆さまにお願いするものです。

【市民の皆さまへ特にお願いしたいこと】

- ① 不要不急の外出の自粛をお願いします。特に夜間（午後8時以降）の外出自粛を徹底してください。（福島県協力要請）
- ② 普段一緒にいない人との飲食などは避け、小人数、短時間をお願いします
- ③ マスクなしでの会話は止めてください
- ④ つい気が緩む場に注意してください（昼食時、休憩室、更衣室、喫煙室など）
- ⑤ 家庭内や身近な人との間でも、基本的な感染防止対策をお願いします
- ⑥ 緊急事態宣言の対象地域など感染拡大地域との不要不急の往来を自粛してください。（福島県協力要請）
- ⑦ ⑥の地域からの来訪者と接触する場合も、感染防止に細心の注意を払ってください

3. 市の新型コロナウイルス緊急支援策 第9弾の実施（1/18～）

（1）高齢者・障がい者入所施設における感染防止対策強化

重症化しやすい高齢者・障がい者の入所施設における感染防止対策を強化し、クラスターの発生を防ぐ。

- ①感染防止対策アドバイザーの派遣
- ②施設職員のPCR検査

（2）飲食店における感染防止対策強化

- ①PCR検査対象店舗の拡大
- ②PCR検査済ステッカーの配布

③感染防止対策チェック表による実施状況の確認

(3) 事業者の感染防止対策等の支援

「新たなビジネスモデル創出支援事業」を再開し、事業者が取り組む感染防止対策や新しい生活様式に対応したビジネスモデルの創出を支援。

(4) PCR 検査費用・医療費の追加

(5) 事業者営業継続緊急支援

感染拡大の影響により、売上げが減少している事業者に対して、給付金を交付する。

4. ワクチン接種の体制

個別接種と拠点会場と地区会場を組み合わせた 集団接種のハイブリッド方式で実施することにより、できるかぎり短期間での接種完了を目指します。

病院・診療所等での個別接種を軸とし、きめ細かな集団接種がそれを補完します。

複数班で各地区を巡回するなど、高齢者等が身近な場所で接種が受けられる環境を整えます。

集団接種の会場となる公共施設については、通常の利用ができない期間が生じますが、効率的なワクチン接種を進めるため、市民の皆様にはご協力をお願いします。

① 個別接種

・会場：病院・診療所等

② 集団接種

・会場：拠点施設（長期間） NCV ふくしまアリーナ ほか 1 か所調整中
市内巡回（短期間） 各地区の支所・学習センター等

③ 予約受付

・スマートフォンやパソコンによるオンライン予約

・コールセンターにて電話予約

※支所での予約受付を検討中

5. 市役所本庁舎等への来庁者への検温体制について

窓口業務の繁忙期を迎えるにあたり、市役所本庁舎、各支所等にサーマルカメラを配置しながら、体温が37.5度以上と測定された方には、再来庁を促すなどの検温体制を構築します。

6. 市有施設の利用制限等

今後も感染防止対策を徹底するとともに、貸室・貸館等の利用については、当面、定員の概ね半数程度を上限とするなど、施設の利用状況に応じ、適宜人数制限や利用時間の短縮等を行います。

7. イベント等の取扱い

当面、イベント等の内容や市内外の感染状況等を踏まえ、慎重に対応することとし、オンライン開催等を活用するとともに、イベント等を開催する場合は、下記の感染防止対策を講じることとします。

【イベント開催時の必要な感染防止対策】

- ①マスク常時着用の担保
- ②大声を出さないことの担保
- ③手洗、消毒、換気
- ④密集の回避（入退場や休憩時間における三密の回避）
- ⑤身体的距離の確保
- ⑥飲食の制限
- ⑦参加者の制限（会場定員の概ね半数程度、有症状者の入場防止）
- ⑧参加者の把握（感染リスクの拡散防止として、接触確認アプリの利用等）
- ⑨演者の行動管理（有症状者は公演・練習に参加しない）
- ⑩イベント前後の行動管理（交通機関・飲食店等の分散利用）

8.〔参考〕福島県新型コロナウイルス緊急対策⇒別添資料参照

- (1) 不要不急の外出自粛（午後8時以降の徹底）
- (2) 緊急事態宣言対象地域を含む感染拡大地域との不要不急の往来自粛
- (3) 酒類を提供する飲食店に対する営業時間の短縮
- (4) 飲食店の時短要請等により、売り上げが減少した取引事業者等への支援

福島県新型コロナウイルス緊急対策

資料5

令和3年2月4日福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

新規感染者数は減少傾向にあり、病床利用率も少しずつ改善されつつありますが、緊急対策の終了後も安定して医療を提供することが可能な状態が継続できるようになるか、しっかりと見極める必要があります。

このため、1月13日から2月7日までとされていた**緊急対策期間を2月14日まで延長**することとします。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、御不便、御苦勞をおかけしますが引き続き協力をお願いします。

県民の皆さまへのお願い

○「**不要不急の外出自粛（特に午後8時以降の徹底）**」をお願いします。

○あわせて、「**緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来自粛**」をお願いします。

■期間 **1月13日（水）～2月14日（日）**

事業者の皆さまへのお願い

○接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店（カラオケ店含む）について「**午後8時～午前5時までの時間帯の営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）**」をお願いします。

■期間 **1月15日（金）～2月14日（日）**

■協力金 1日当たり4万円

■問合せ 協力金コールセンター 024-521-8575

事業者支援

○県の緊急対策期間における飲食店等への時短要請、又は不要不急の外出自粛により影響を受け、**1月又は2月の売上げが前年同月比50%以上減少**した事業者へ一時金を交付します。（県内飲食店の取引事業者、旅館、観光施設、運転代行等想定）

■一律**20万円**

■問合せ 県時短要請コールセンター 024-521-8622

その他の対応

■**県民割申込みの取扱い**

県民割の新規利用申込みの一時停止期間を2月14日（日）まで延長

■**学校における対応**

- ・感染リスクの高い学習活動（部活動での実施を含む）の停止
- ・宿泊を伴う学校行事等の停止
- ・他校との合同練習会や練習試合の停止
- ・大学入試等やむを得ない事情による緊急事態宣言対象地域との往来後2週間の健康観察 など